

山梨県立大学における教学マネジメントに係る指針

(平成 30 年 12 月 27 日制定 大学第 2 0 0 2 号)

(令和 2 年 9 月 24 日一部改正)

(令和 5 年 9 月 11 日一部改正)

山梨県立大学(以下「本学」という。)における教学マネジメントに係る指針は、本学におけるガバナンス・コードの基本原則 2. に基づいて制定されるものである。

本指針は、大学全体の教育成果の可視化や学生の学修成果の可視化を実行しつつ、不断の自己点検・評価を通じて体系的・組織的な大学教育の改善に取り組むために、教育内容の改善、教育方法の改善、教育の実施体制の確立、教職員の資質の向上、教育の質保証と情報公表について、以下のように定める。

なお、教学マネジメントを推進するに当たっての具体的な手続については、別に定める。

1. 教育内容の改善

- (1) 本学におけるすべての教育プログラムは、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて策定されたカリキュラム編成方針（カリキュラム・ポリシー）に従って体系的に開発するものとする。その際、科目の段階・レベルを示す科目ナンバリング・システムを導入・実施する。
- (2) 教育プログラムは、学問分野の進展とともに時代の要請や社会のニーズ等に応じて変更され、また教育の質保証の一環として行われる学修成果の可視化の結果や学生の履修状況等を踏まえて不断の改善に取り組むものとする。
- (3) 教育プログラムの開発においては、文系・理系の区別にとらわれない新しいリテラシーのほか、分野を超えた専門知や技能を組み合わせた多様で柔軟な教育プログラムを開発・実践する。
- (4) 地域における高等教育機関として、教育プログラムを開発する際には、地域連携プラットフォームや外部のステークホルダーからの意見を反映させ、地域のニーズを取り込むものとする。

2. 教育方法の改善

- (1) 教育の目的や授業の達成度目標に照らして講義、演習、実験・実習等の授業形態の組合せ・バランスを適切にするとともに、それぞれの教育内容に応じた適切な学修指導法を採用するものとする。
- (2) 授業計画（シラバス）の充実と有効活用を図り、単位の実質化や学修成果の可視化を実現する。シラバスについては、授業の方法及び内容、到達目標もしくは修得すべき能力（学修成果）、成績評価の方法・基準、準備学習の具体的な内容、授業期間全体を通じ

た授業の進め方、及び実務経験のある教員による授業科目についてはその旨を記載する。

- (3) 学修成果や成績評価基準を適切に定め、厳格かつ適正な成績管理を実施し、公表する。その際、GPAなどの成績評価に係る客観的な指標を設定し、公表する。

3. 教育の実施体制の確立

- (1) 学生の学修を効果的にするために、履修単位の上限設定（CAP制）の適切な運用とともに、履修指導体制を確立する。
- (2) 定められた授業時間を確保するとともに、大学のグローバル化を推進するために柔軟な学事暦を開発・実践する。
- (3) 客観的なデータ分析に基づいた大学の諸活動の効果検証及び情報提供等を通じた大学の意思決定又は業務の継続的改善を支援する教学IR（Institutional Research）体制を構築する。
- (4) 社会の変化に対応して学生のキャリアパスの多様化やキャリア形成を図るための専門的なキャリアサポート体制を確立する。

4. 教職員の資質・能力の向上

- (1) 大学教員の教育研究活動に関わる資質能力の向上や大学職員の大学運営・管理に関わる専門的能力の開発のための研修を計画的かつ組織的に実施するものとする。
- (2) 研修においては、単なる講演会にとどまらず、協働的な相互研修やワークショップ等を通じて行われ、評価文化の醸成を図るとともに、教育共同体の形成を実現するような高度化を図るものとする。

5. 教育の質保証と情報公表

- (1) 大学教育の成果や学生が身に付けた学修成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質的改善・向上を図るための体制を整備し、大学レベル、組織レベル（学部、研究科等）、教員レベル、学修者レベルの4つのレベルでPDCAサイクルが機能するようにシステムを構築する。
- (2) 大学レベルでの教学マネジメントを推進するため、教育改革推進室を設置し、全学的な教育改革に関する企画・立案を行うとともに、教学に関する各種情報を一元的に管理・分析を行う。
- (3) 組織レベルでの教学マネジメントは、学部長等の権限と責任の下で推進する。推進に当たっては、3つのポリシーが一体的かつ整合性あるものとして機能していることが重要であり、アセスメントプランに沿ってPDCAサイクルを機能させることが求められる。このため、学部・研究科等においては、学部長等の判断により、アセスメントのための組織（アセスメントWG）を設けることができるものとする。

- (4) 大学教育の成果や学修成果の可視化は、アセスメントプランに基づき実施・公表する。
(アセスメントプランは、別に定める。)
- (5) 教育の質保証の検証・評価においては、学生、教職員のみならず学外者や就職先等の意見が適切に反映されなければならない。